

23 日獣発第 141 号

平成 23 年 8 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

## 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・ 培土及び飼料の暫定許容値の設定について

このことについて、平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政第 99 号、23 水推第 418 号をもって、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官の連名で別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、①放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材（わら、もみがら等をそのまま農地土壌に施用する場合を含む。以下同じ。）・培土及び飼料（粗飼料及び濃厚飼料を含む。以下同じ。）についての放射性セシウムの暫定許容値を定めたこと、②各都道府県の肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の生産・流通・消費の実態を踏まえた上で、暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないう、関係者に周知の上、的確に指導し、またその遵守状況を的確に確認すること等を、別添のとおり都道府県知事宛て通知したので、本会宛て、通知の趣旨を踏まえ、本会傘下の関係者に対し、特に下記の内容の周知徹底を依頼されたものです。

なお、このたびの通知に伴い、平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2445 号、23 生産第 3443 号、23 生畜第 981 号「『高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について』の廃止について（通知）」をもって、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局生産流通振興課長、同局農業環境対策課長、同局畜産部畜産企画課長、同部畜産振興課長の連名により、「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」（平成 23 年 7 月 25 日付け 23 消安第 2331 号、23 生産第

3227号、23生畜第929号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局生産流通振興課長、同局農業環境対策課長、同局畜産部畜産企画課長、同部畜産振興課長通知)を廃止することとした旨の通知がありました。

さらに、平成23年8月5日付け事務連絡「原子力発電所事故を踏まえた飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について」をもって、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課課長補佐(飼料安全基準班担当)、同課課長補佐(飼料検査指導班担当)から、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号畜産安全管理課長通知)の記の1の粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値は廃止する旨の通知があったので、併せてお知らせいたします。

## 記

畜産農家の関係団体は、会員である畜産農家に対して、次の点を指導すること。

- 1 暫定許容値を超える飼料(粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料)を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
- 2 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- 3 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- 4 自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- 5 めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601

写

23消安第2444号  
23生産第3442号  
23林政産第99号  
23水推第418号  
平成23年8月1日

社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省消費・安全局長



生産局長



林野庁長官



水産庁長官



放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

- 今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）を、別添のとおり、各都道府県知事宛て通知しました。
- 貴団体におかれましても、この通知の趣旨を踏まえ、貴団体傘下の関係者に対して、以下に掲げる内容の周知徹底をよろしくお願いいたします。
  - 耕種農家の関係団体  
会員である耕種農家に対して、次の点を指導すること。
    - 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと
    - 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
    - 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること



- ④自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
  - ⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (2) 畜産農家の関係団体  
会員である畜産農家に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
  - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
  - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
  - ④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
  - ⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること
- (3) 養殖業者の関係団体  
会員である養殖業者に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
  - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
  - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
  - ④自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）及びその関係団体  
製造業者は次の点を確実に実行すること。また、関係団体は、会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (5) 飼料の製造業者の関係団体  
会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の関係団体  
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (7) 飼料の販売業者の関係団体  
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものである生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものである生産状況等の情報を適切に提供すること

(別添資料)

写

23 消安第2444号  
23 生産第3442号  
23 林政産第99号  
23 水推第418号  
平成23年8月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長  
生産局長  
林野庁長官  
水産庁長官

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定  
について

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料（家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すれば、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加し、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法（昭和22年法律第233号）の暫定規制値を超過する可能性が増大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、地域を単位として実施している野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩壊しかねません。
- 4 さらに、普通肥料の中にも堆肥原料を混入したものがあるほか、肥料以外に土壌改良資材や培土として農地土壌に施用されるものもあり、肥料・土壌改良資材・培土全般について慎重に対処することが必要です。
- 5 一方、米ぬか、ふすま、魚粉等の肥料原料は飼料の原料としても使われている場合が多く、飼料が家畜排せつ物・肥料を経由して農地土壌へ還元され農作物へ吸収されるといった物質循環があること、また、今後、平成23年産の飼料米、米ぬか、ふすま、稲わら、油かす等が直接飼料として、又は配合飼料等の原料として使用され、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性があることから、飼料全般について、慎重に対処することが必要です。

- 6 こうしたことを踏まえて、放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材（わら、もみがら等をそのまま農地土壌に施用する場合を含む。以下同じ。）・培土及び飼料（粗飼料及び濃厚飼料を含む。以下同じ。）についての放射性セシウムの暫定許容値を下記1のとおり定めました。
- 7 つきましては、各都道府県の肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の生産・流通・消費の実態を踏まえた上で、暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないう、下記2により、関係者に周知の上、的確に御指導いただき、またその遵守状況を的確に確認していただきますよう、よろしく願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。
- なお、指導に際して、御不明の点がありましたら、遠慮なく、別添の農林水産省の担当課にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。
- 8 また、指導に際して、暫定許容値を超える可能性の高いものを中心に、肥料・土壌改良資材・培土又は飼料の放射性セシウムを検査することが必要となりますが、その方法等につきましては、別途御連絡いたします。（牧草については、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け23消安第456号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（平成23年4月22日付け23生畜第186号生産局畜産部畜産振興課長通知）で通知済みです。）
- 9 今般の措置に伴い、利用できない堆肥原料、堆肥、飼料原料、飼料等が大量に発生することが予測されます。（特に、堆肥原料については、農林水産分野だけではなく他の分野からも発生します。）
- これらの保管・処分等については、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23年6月16日付け原子力災害対策本部）に準じて実施することとなりますが、保管・処理場所の確保等について、政府全体として検討した上で、方針をお示ししたいと考えております。
- 10 また、本通知に伴い肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通を断念したことにより発生した農業者等関連事業者の損害については、原子力損害賠償紛争審査会の議を経て適切な賠償が行われるよう、万全を期す考えです。

## 記

### 1. 暫定許容値の設定

#### (1) 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、

400ベクレル/kg（製品重量）

肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。この水準であれば、農地への施用作業時の外部被曝が廃棄物再利用のクリアランスレベル（10  $\mu$ Sv/年。平成23年6月3日原子力安全委員会決定）を下回る。

ただし、

- ① 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
  - ② 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
  - ③ 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- においては、この限りでない。

## （2）飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

- ① 牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値

300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）

〔飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。〕

ただし、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000ベクレル/kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。

- ② 養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

100ベクレル/kg（製品重量）

〔飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。〕

※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

## 2. 耕種農家、畜産農家等関係者に対する指導

### （1）耕種農家向け指導

- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと
- ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること



- ⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(2) 畜産農家向け指導

- ①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
- ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- ⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

(3) 養殖業者向け指導

- ①暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
- ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）向け指導

- 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(5) 飼料の製造業者向け指導

- 製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者向け指導

- 販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(7) 飼料の販売業者向け指導

- 販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者向け指導

- 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに關する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者向け指導

飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

【別添】農林水産省担当窓口について

(代表：03-3502-8111)

○堆肥について

消費・安全局 農産安全管理課 肥料企画班・肥料検査指導班

○土壌改良資材について

生産局 農業環境対策課 土壌環境保全班

○培土について

生産局 農業生産支援課 資材効率利用推進班

○飼料について

消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料安全基準班

生産局 畜産振興課 飼料生産計画班

○家畜排せつ物について

生産局畜産部 畜産企画課 畜産環境・経営安定対策室環境企画班

○魚粉・養殖魚について

水産庁 漁政部 加工流通課 加工振興班

増殖推進部 栽培養殖課 養殖指導班・内水面班

## 目次

- |    |                                    |    |   |
|----|------------------------------------|----|---|
| 1  | 耕種農家の皆様へ                           | 1  | 頁 |
| 2  | 畜産農家の皆様へ                           | 2  | 頁 |
| 3  | 養殖業者の皆様へ                           | 3  | 頁 |
| 4  | 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）の皆様へ  | 4  | 頁 |
| 5  | 飼料製造業者の皆様へ                         | 5  | 頁 |
| 6  | 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ              | 6  | 頁 |
| 7  | 飼料販売業者の皆様へ                         | 7  | 頁 |
| 8  | 水産物加工・販売業者の皆様へ<br>（養殖業者に飼料を販売する方々） | 8  | 頁 |
| 9  | 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者<br>の皆様へ    | 9  | 頁 |
| 10 | 飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ                   | 10 | 頁 |
| 11 | めん羊・山羊・鹿を飼養している皆様へ                 | 11 | 頁 |

## 耕種農家の皆様へ

農地を汚染して食品衛生法上の暫定規制値を超える農作物を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土（以下堆肥等と総称します。）を使いましょう。  
注：わら・もみがら等をそのまま施用する場合も含まれます。
- 購入したり譲り受ける場合は、相手にどの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。
- 自ら生産した堆肥等を使う際には、使った原料・生産時期・保管場所を確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 堆肥等・堆肥等原料又は飼料・飼料原料を販売・譲渡する場合は、生産状況等の情報を適切に提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの最大量（暫定許容値）>

1キログラム（製品重量）あたり 400ベクレル

ただし、以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用することが出来ます。

- ① 生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元する場合
- ② 草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畑に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 畜産農家の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認して下さい。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造・管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料給与その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

### <飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

〔例外〕繁殖牛・育成牛等に給与される粗飼料で、

- ① 当該畜産農家が自給生産したもの
- ② 単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたもの

1キログラムあたり3,000ベクレル

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
  - ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
  - ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 養殖業者の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える養殖魚を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 飼料を購入したり、譲り受ける場合には、原料管理も含め適切に製造管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 自ら飼料を生産する場合は、放射性セシウムの状況について、各県にお問い合わせください。  
〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。これは、「水産物の種類毎の放射性物質の検査結果について」で検索できます。 〕
- 魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、生産状況の情報を適切に提供しましょう。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞  
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く） 1キログラムあたり100ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者  
(堆肥センター等を含む)の皆様へ

〈暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実にいきましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどの様々な国産肥料原料由来の堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造されるため、これらを対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

〈肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値〉  
400ベクレル/kg (製品重量)

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 公表されている国産農畜水産物や雑草・土壌等のモニタリングデータ等を勘案して、
  - ② 原料や製品中のセシウムの含有量の確認方法など具体的な手順を定めて、製造・品質管理を適切かつ確実にを行い、製品が暫定許容値400ベクレル/kgを十分に下回るよう製造管理を行いきましょう。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



# 飼料製造業者の皆様へ

＜暫定許容値を超えない飼料の生産のために＞

- 暫定許容値を下回る飼料を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、有害物質混入防止ガイドラインに則り、確実に工程管理を行いましょ

1 輸入飼料原料から生産された配合飼料は、放射性物質に汚染されているリスクは低いと考えられますが、平成23年産の国産農畜水産物に由来する、米ぬか油かす、ふすま、魚粉などの様々な国産飼料原料が流通するため、全ての飼料を対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

	放射性セシウム	
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物 <sup>へ</sup> - <sub>ス</sub> 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物 <sup>へ</sup> - <sub>ス</sub> )

2 このため、飼料製造業者の皆様は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、

- ① セシウムに関する国産農畜水産物のモニタリングデータ等を勘案して、
- ② 供給者と需要者間が協議の上、セシウムに関して、明確な飼料の取引規格を定め、
- ③ 暫定許容値や取引規格を遵守するための製造手順や、原料や製品中のセシウムの含有量の確認などの具体的な手順等を定めて、製造・品質管理を適正かつ確実に行い、

給与する段階の飼料が暫定許容値300 Bq/kg(養殖魚用にあつては100 Bq/kg)を十分に下回るよう、工程管理を行いましょ

(独)農林水産消費安全技術センターにおいては、飼料原料や配合飼料中のセシウムを測定し、その結果を関係事業者へ情報提供しますので、製造・品質管理に活用しましょ

3 なお、平成23年産の米、麦を原料とするふすま、米ぬか油かす等の飼料利用を開始する場合は、事前に精米、製粉、精麦、米油製造、配合飼料製造等の関係事業者が、協議し、給与する段階の飼料が十分な余裕をもって暫定許容値を下回るようにしましょ

4 また、魚粉などの国産農畜水産物に由来するその他の飼料原料についても、同様に農畜水産物の放射性セシウムのモニタリングデータ等を勘案して、関係事業者が協議して工程管理を行いましょ

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班  
代表：03-3502-8111(内線4546)ダイヤルイン：03-6744-1708

〇〇県〇〇課  
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
- 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な肥料等は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて肥料等をシートで覆うなど、肥料等が放射性セシウムに汚染することのないよう十分に注意しましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な肥料等は取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
  - ・屋内で保管する、必要に応じシートで覆う、
  - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、肥料等が輸送・保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>  
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは  
〇〇県〇〇課  
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入、販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されることのないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているであることを、購入元に必ず確認しましょう。  
粗飼料を購入、販売する場合は、購入元にその粗飼料の生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地域におけるセシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
  - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
  - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
  - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、飼料が輸送、保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定めましょう。また、輸送、保管を他社に委託する場合は、受託業者において手順が遵守されていることを確認しましょう。

### <飼料中の放射性セシウムの暫定許容値>

	放射性セシウム	
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物ベース 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物ベース)

- ※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、別添のパフレットを参照してください。また、詳細は、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/yugai.html>)

このことに関するお問い合わせは  
〇〇県〇〇課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 水産物加工・販売業者の皆様へ (養殖業者に飼料を販売する方々)

販売先の養殖業者が生産する水産物が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売、譲渡しましょう。
- 飼料用魚類の漁獲海域、漁獲時期などを確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせください。

水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。これは、「水産物の種類毎の放射性物質の検査結果について」で検索できます。

- 譲渡する飼料の放射性セシウムレベルや履歴を確認し、販売・譲渡先にその情報を提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>  
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く）1キログラムあたり100ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の 皆様へ

使用する農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に適切に提供しましょう。
- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>  
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。

○集荷する飼料・飼料原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせ下さい。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## めん羊・山羊・鹿を飼養している皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- めん羊、山羊、鹿は、牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性が高くなります。
- さらに、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するので、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすくなります。
- このため、厳格な飼養管理が必要です。
  - ①東北・関東では、当面放牧はやめましょう。放牧の可否については、県へご相談下さい。
  - ②飼料は、放射性セシウム濃度ができるだけ低いものを使いましょう。

### <参 考>

放射性セシウムの飼料から畜産物への移行係数（最大値）

	肉	乳
牛	0.096	0.068
羊	1.3	0.32
山羊	1.9	0.33
鹿	2.8※	—

※1試験のみ

同じセシウム濃度の飼料を与えた場合、移行係数の数値が大きい方が、乳や肉中の濃度が高くなります。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



23消安第2445号  
23生産第3443号  
23生畜第981号  
平成23年8月1日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
生産局生産流通振興課長  
生産局農業環境対策課長  
生産局畜産部畜産企画課長  
生産局畜産部畜産振興課長

「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自  
粛について」の廃止について（通知）

- 1 今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）が発出されました。
- 2 このことに伴い、「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」（平成23年7月25日付け23消安第2331号・23生産第3227号・23生畜第929号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局生産流通振興課長・生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・生産局畜産部畜産振興課長通知）は廃止することとしましたので、御了知下さい。
- 3 以上のことにつきまして、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知をお願いします。



写

23消安第2331号  
23生産第3227号  
23生畜第929号  
平成23年7月25日

北海道農政事務所長 殿  
各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
生産局生産流通振興課長  
生産局農業環境対策課長  
生産局畜産部畜産企画課長  
生産局畜産部畜産振興課長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自  
粛について

- 1 原発事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で水田に放置された稲わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稲わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。また、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すると、土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高く、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する確率が增大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩れることにもなりかねません。
- 4 このため、農地土壌に堆肥を施用する際には、慎重な対処が必要です。  
現在、農林水産省では、農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するため、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでいます。（基準が設定されれば、基準に適合したもののみを生産・流通・利用できることとなります。）

5 この基準が設定されるまでの間、とりあえず、17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用を自粛していただくこと、また、こうした堆肥原料及び堆肥の生産・流通を自粛していただくことが必要であると考えております。

6 つきましては、貴職から貴職管内都道府県に対し、堆肥を利用する可能性のある耕種農家、牛のふん尿や植物性の堆肥原料を供給する者、堆肥を生産又は販売する者をはじめとする関係者に、下記事項を徹底していただくよう依頼願います。その際、各県の堆肥をめぐる実態を踏まえて対処することとし、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関も活用して周知徹底するようにしてください。また、都県内の市町村へ周知を図るため当該通知を発出するよう17都県に要請いただきますようお願いいたします。

7 なお、このことに関し、既に、

①「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月20日付け生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛

②「福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月22日付け生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、福島県内で牛を飼養している全ての農家等の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛

を指導していますので申し添えます。

※ 下線部は、東北農政局、関東農政局及び北陸農政局宛てのみ記載する。

## 記

(1) 原子力発電所事故後に17都県で生じた家畜（豚・家きんを除く。）の排せつ物（敷料を含む。以下、「家畜排せつ物」という。）については、有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。また、当該家畜排せつ物を原料とした堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）しないこと。

- (2) 原子力発電所事故後に17都県で収集された植物性堆肥原料（事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものも含む。以下「植物性堆肥原料」という。）については、有償・無償にかかわらず、これを譲渡しないこと。
- (3) (1)の家畜排せつ物又は(2)の植物性堆肥原料を調達し、これを原料として堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）、譲渡しないこと。
- (4) (1)の家畜排せつ物若しくは(2)の植物性堆肥原料又はこれらを原料とする堆肥（事故前に生産されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の野外に放置されていた場合も含む。）を、農地土壤に施用（土壤改良資材等としての施用を含む。）しないこと。
- (5) 本措置により、家畜排せつ物、植物性堆肥原料、堆肥が滞留する場合には、適切に管理すること。



事務連絡  
平成23年8月5日

飼料関係団体 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
課長補佐(飼料安全基準班担当)  
課長補佐(飼料検査指導班担当)

原子力発電所事故を踏まえた飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について

このことについて、8月1日付けで別添のとおり通知したので、御了知願います。



写

23消安第2432号  
平成23年8月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課長

原子力発電所事故を踏まえた飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について

1. 今般、「放射性セシウムを含む肥料、土壌改良資材、培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け、23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)が発出され、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が定められました。
2. これに伴い、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知)の記の1の粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値は廃止します。